

「みんな住マイル」改修補助金

4月12日(月)から受付開始

【問合せ・申込み】都市計画課 ☎773-6662

市民の住環境の向上と子育て世帯の定住促進を図るため、市内の施工業者が行う住宅のリフォーム工事に対して補助金を交付します。

旧制度の「住宅リフォーム事業補助金」を使用した人も、この制度で補助金を使用することができます。

補助対象者（すべてに該当）

- ・対象住宅の所有者か、所有者の2親等以内の親族
- ・対象住宅に居住している（または居住することが確定している）
- ・世帯員全員に市税の滞納がない

補助対象工事（すべてに該当）

- ・補助対象経費が50万円以上で、築1年以上経過した個人住宅のリフォーム工事
- ※併用住宅は住居部分のみ対象(共用部分は面積^{あんぶん}按分)
- ・市内業者による施工
 - ・令和4年2月28日(月)までに完了する工事
 - ・他制度の補助金の対象となっていない

補助額

- ・子育て世帯（令和3年度に中学生以下の子どもか妊婦のいる世帯）：15万円
- ・一般世帯：10万円

受付期間

4月12日(月)～30日(金)

※予定額に達し次第、受付終了

申込み

申請書（都市計画課、大和・塩沢市民センターに用意）に記入し、必要書類を添付し申請してください。

※納税状況を確認するため、専用の納税証明書が必要

申請窓口

都市計画課、大和・塩沢市民センター

注意事項

- ・交付決定前に着手した工事は補助金の対象外
- ※ただし、雪害などにより早期に着手したい場合は、申請書と併せて交付決定前事業着手届を提出することで、申請した日から契約して工事に着手することができます
- ・交付決定は、5月中旬に行う予定です
- ・補助金申請時に住宅の全景、工事か所の着手前の写真が必要
- ・令和元年度（平成31年度）以降にこの補助金を受けた人や住宅は、対象外

補助対象工事の主な例

屋根のふき替えや塗装、外壁の修繕や塗装、壁紙・天井・床材などの張り替え、間取り変更・防音断熱工事、浴室・台所などの水回り改修、ディスプレイの設置工事、建具・畳・サッシなどの入れ替え、LED照明器具の設置

補助対象外製品の主な例

- ・家電製品（テレビ、エアコン、LED以外の照明器具など）
- ・厨房製品（システムキッチン、流し台、換気扇^{ちゅうぼう}）
- ・衛生設備製品（ユニットバス、トイレ、給湯器など）
- ・その他設備製品（カーテン、ボイラーなど）

補助対象外工事の主な例

住宅と別棟の建物の工事、外構に関する工事、建物外部の下水道接続工事、井戸に関する工事

※工事内容で不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください

弁護士による無料法律相談

【問合せ・申込み】

消費生活センター

☎772-2541

マルチ商法や資格商法による消費者トラブル、多重債務、不動産、相続、離婚などの法律問題に、弁護士が無料で相談に応じます。

身近な相談窓口として、気軽にご利用ください。

日時 4月15日(木) 午後1時30分～4時

会場 本庁舎南分館1階

消費生活センター

定員 5人（相談時間は1人

約30分）

締切り 4月15日(木) 正午

申込み 電話でご予約ください

い（受付：午前9時～午後

4時）

※相談時間を有効に使えるよう、申込み時に相談員が概要を伺います。相談内容によってはお受けできない場合があります

交付決定後に工事を中止し、交付を辞退する事例が多くあります。申請の際は、工事内容をよく検討し、確実に実施するようご注意ください。